○国土交通省告示第五百四十二号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第五項の規定により、次の表のとおり区間を指定するので、同条第六項において準用する同条第四項及び河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第三条の規定に基づき、公示する。

平成三十年三月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

表　石狩川水系

名称	区間	
	上流端	下流端
モエレ中野川	左岸　札幌市東区中沼町百三十六番十地先 右岸　同市同区中沼町百三十六番十一地先	篠路新川くの合流点

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百四十三号

自動車の先進安全技術の性能の評価等に関する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

自動車の先進安全技術の性能の評価等に関する規程

（目的）

第一条　この規程は、自動車の先進安全技術の性能に関する評価等を実施することにより、先進安全技術の性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ先進安全技術を搭載した自動車の普及を促進することを目的とする。

（評価等）

第二条　国土交通大臣は、申請により、自動車の先進安全技術の性能に関する評価を実施し、その結果を公表する。

（先進安全技術の性能認定実施要領）

第三条　国土交通大臣は、前条の規定により自動車の先進安全技術の性能に関する評価を実施し、その結果を公表するため、実施要領（以下この条において「先進安全技術の性能認定実施要領」という。）をあらかじめ作成し、これに従い評価の実施及び結果の公表をするものとする。

2　先進安全技術の性能認定実施要領においては、次に掲げる事項について定め、及び必要に応じこれを変更するものとする。

一　認定の実施に関する次に掲げる事項

イ　認定の対象とする自動車の種類に関する事項

ロ　評価項目

ハ　試験方法

ニ　評価方法

ホ　その他国土交通大臣が認定の実施のために必要と認める事項

二　認定の結果の公表に関する事項

イ　公表項目

ロ　公表方法

3　国土交通大臣は、先進安全技術の性能認定実施要領を作成し、又は変更しようとするときは、広く一般の意見を求めるものとする。

4　国土交通大臣は、先進安全技術の性能認定実施要領を作成し、又は変更したときは、遅滞なくこれを告示するものとする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百四十四号

自動車の先進安全技術の性能の評価等に関する規程（平成三十年国土交通省告示第五百四十三号）第三条第一項の規定に基づき、先進安全技術の性能認定実施要領を次のように定める。

平成三十年三月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

先進安全技術の性能認定実施要領

（定義）

第一条　この告示における用語の定義は、次の各号に定めるところによるほか、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定めるところによる。

一　「型式届出自動車」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）第二条第一号に基づき国土交通大臣が定める自動車をいう。

二　「装置搭載車」とは、衝突被害軽減制動制御装置（自動車の制動装置に備える装置であって、前方障害物との衝突による被害を軽減することができるものをいう。）を備える自動車をいう。

三　「前方障害物」とは、装置搭載車の前方にある自動車（対向車両を除く。）であって、装置搭載車と衝突するおそれがあるものをいう。

四　「制動制御」とは、衝突被害軽減制動制御装置による制動装置の制御をいう。

五　「相対速度」とは、装置搭載車と前方障害物との相対的な速度をいう。

六　「非積載状態」とは、試験自動車の重量が車両重量と等しい状態をいう。

七　「積載状態」とは、試験自動車の重量が車両総重量と等しい状態をいう。

八　「制動前ブレーキ温度」とは、それぞれの車輪について、制動装置のディスク若しくはドラムの摩擦面上若しくは外表面上又はライニング内部の温度を測定した場合に、最も温度が高い車輪の当該温度をいう。

九　「衝突警報」とは、装置搭載車が前方障害物と衝突するおそれがあることを運転者に知らせることにより、運転者に対し衝突を回避するための制動操作又は操舵操作を促す警報をいう。

（認定の対象とする自動車）

第二条　自動車の先進安全技術の性能の評価等に関する規程（平成三十年国土交通省告示第五百四十三号。以下「評価規程」という。）第三条第二項第一号イの認定の対象とする自動車の種類は、次の表の左欄に掲げる専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって、乗車定員十人未満のもののうち、それぞれ同表の右欄に掲げる申請者から評価規程第二条の申請（以下単に「申請」という。）があったものとする。

自動車	申請者
一　型式指定自動車	当該型式指定自動車について道路運送車両法第七十五条第一項の指定の申請をした者
二　型式届出自動車	当該型式届出自動車について国土交通大臣への届出を行った者

（評価項目等）

第三条　評価規程第三条第二項第一号ロの評価項目は、次の表の左欄に掲げる先進安全技術とし、同号ハの試験方法は、同表の中欄に掲げる規定に定めるところによるものとし、同号ニの評価方法は、同表の右欄に掲げる規定に定めるところにより認定を行うことによるものとする。

評価項目	試験方法	評価方法
衝突被害軽減制動制御装置	別添「衝突被害軽減制動制御装置の試験方法及び評価方法」1.	別添「衝突被害軽減制動制御装置の試験方法及び評価方法」2.